

《鳴門市農業委員会 6月総会 議事録》

開催日時 令和4年6月28日(火) 午後2時

開催場所 鳴門市消防庁舎3階会議室

出席委員

1番	石園 順市	2番	稲木 伸顕	3番	井上 富夫
4番	大西 善郎	5番	小川 佳	6番	里見 廣治
7番	高田 吉敏	8番	竹村 昇	9番	谷口 清美
10番	中井 弘	11番	濱堀 秀規	12番	林 恭子
13番	林 博子	14番	平瀬 惣一	15番	小林 幸男
16番	藤江 厚子	17番	藤本 詳治	18番	増金 義文
19番	松浦 秀樹	20番	向 栄治		

欠席委員 無

議 案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(農林水産課)	
所有権移転	2件
利用権設定(農地中間管理機構)	1件
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	5件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について	2件
議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について	1件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	7件
②農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	2件
③農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	2件
④農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法)	1件
⑤農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約)	2件
⑥非農地証明願について	1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和4年6月の農業委員会を開会いたします。
それでは開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数20名、全員出席をいただいております。
よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。
それでは進行は、谷口会長よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、議事録署名人を選任します。
議事録署名人は、17番 藤本委員、18番 増金委員にお願いいたします。
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。
まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。
この案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長 説明に入ります前に、議案書の差し替えについてご案内申し上げます。本日、お手元に議案書の5ページ配布しております。3条届出の申請番号1番について所在地の漢字に誤りがありましたのでお手数ですが、差し替えをお願いします。大変申し訳ございませんでした。

<1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について >
所有権移転 2件
利用権設定（農地中間管理機構） 1件

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見等あればお願いします。
質問・ご意見等はないようですので、採決いたします。『議案第1号』についてただいまの説の説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』につきましては原案どおり承認といたします。
次に、『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 5件>
・申請番号1～5について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

林 博子委員 13番。譲受人は現在、里浦地区及び松茂町にてかんしょを栽培しています。申請地には現在もかんしょが作付されており、今後も継続して栽培を行う計画となっております。適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 　　ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか。

委員一同 　　<異議なし>

谷口会長 　　申請番号1番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号2番について、●●委員が譲受人となる案件であることから、「鳴門市農業委員会会議規則」第19条「委員は、自己又は同居の家族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない。」の規定に基づき、●●委員には本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

【●●委員 一時退席】

それでは申請番号2番について、地元委員さんに代わり、隣接地区の委員さんからご意見ををお願いします。

小川委員 　　5番。地元委員に代わって、隣接地区の私から説明します。
譲受人は現在、折野地区にて水稲及び野菜を栽培しています。
申請地についてはこれまでも田として使われており、取得後も水稲を栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 　　ただいま、隣接地区委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか。

委員一同 　　<異議なし>

谷口会長 　　無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。
本案件の審議が終了しましたので、●●委員の入室をお願いします。

【●●委員 着席】

谷口会長 　　次に、申請番号3番について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

大西副会長 　　4番。譲受人は現在、折野地区にて水稲及び野菜を栽培しています。
申請地についてはこれまでも田として使われており、取得後も水稲を栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 　　ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号3番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか。

委員一同 　　<異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり許可といたします。

次に、申請番号4番について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

大西副会長 4番。譲受人は現在、粟田地区で水稲及び野菜を栽培しています。申請地については、現在休耕地となっておりますが、取得後は水稲を栽培する計画です。適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。申請番号4番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号4番については原案どおり許可といたします。次に、申請番号5番について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

平瀬委員 14番。譲受人は現在、大津町でいちご及び梨を栽培している農家です。申請地については、現在休耕地となっておりますが、取得後はいちごを栽培する計画です。適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。申請番号5番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号5番については原案どおり許可といたします。以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更についての審議に入ります。まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について 2件>
・申請番号1～2について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。申請番号1番及び2番について、地元委員さんからご意見お願いいたします。

竹村委員 8番。本件は、2月定例会で許可した案件の変更申請です。申請地は、JR池谷駅の北西に位置する農地です。今回の申請は、住宅の配置を微調整することに伴う、転用面積の変更です。転用目的や、造成計画・排水計画に変更は無いため、承認しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、JR池谷駅から北西へ約700mに位置しており、市街化調整区域内の10ha以上の農地の広がりのある第1種農地に該当します。
第1種農地は農地転用が制限される土地ですが、本件は農地転用の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しており、許可することができます。
また、農業振興地域内農用地でしたが、令和3年4月に今回の申請と同目的で除外申請がなされており、その手続きは完了しています。
先程、委員さんからもご説明がありましたとおり、造成計画や排水計画には変更ございませんが、念の為もう一度ご説明申し上げます。造成については、良質な山土にて盛土し、周囲にはコンクリート擁壁を新設して土砂・雨水の流出を防ぎ、隣接する農地への被害防除を図ります。
排水については浄化槽から新設の集水枡を經由し、申請地南側に存在する既設水路に放流する計画となっており、地元水利組合の同意も得ております。
なお、都市計画法の開発許可についても本申請と平行して適切に変更手続きが進められており手続きは完了していると聞いております。他に適当な土地もなく、周囲への影響も無いことから事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号1番及び2番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番及び2番については原案通り承認といたします。
以上で、『議案第3号』については、全てご審議いただきました。
次に、『議案第4号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に入ります。
まず事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <4. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。申請番号1番の案件について、地元委員さんからのご意見を申し上げます。

増金委員 18番。申請者は大津町で梨及び甘藷等を生産する農家です。
申請地には梨、甘藷及び柑橘が作付けされており、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり承認することといたします。
以上で『議案第4号』については全てご審議いただきました。
次に『議案第5号』報告事項に入ります。報告事項については、事務局より

一括して説明を求めます。

事務局係長

< 4. 報告事項 15件 >

- | | |
|--|----|
| ①農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 7件 |
| ②農地法第4条第1項第8号の規定による届出について | 2件 |
| ③農地法第5条第1項第7号の規定による届出について | 2件 |
| ④農地法第18条第6項の規定による通知について
(農業経営基盤強化促進法) | 1件 |
| ⑤農地法第18条第6項の規定による通知について
(残存小作地の合意解約) | 2件 |

谷口会長

ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。その他、何かございますか。

事務局、何かありますか。

事務局

特にありません。

谷口会長

他にございますか。それでは、これもちまして令和4年6月の総会を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後2時33分
令和4年6月28日

会 長

谷口 清美

議事録署名者

藤本 詳治

議事録署名者

増金 義文